

豊橋市告示第181号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び豊橋市市税条例(昭和25年条例第25号)第19条の規定により告示する。

令和 8年 6月 19日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市役所市民税課にて保管している書類は、所在判明次第交付する。

公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

令和8年度課税 令和8年度相当

地方税法第 24 条、第 294 条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条に規定する税

送達すべき書類:地方税法第 319 条の2に規定する書類	
整理番号	氏 名
1	熊谷 金也
2	長幡 浩司
3	和田 誠
4	加藤 昌和
5	服部 吉伸
6	奥村 雅昭
以下余白	